

原議保存期間	10年（令和17年12月31日まで保存）
施行文書保存期間	10年（令和17年12月31日まで保存）

生 企 甲 達 第 7 2 号
令 和 7 年 6 月 5 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

火薬類取扱場所の立入検査実施要領の改正について（通達）

対号 令和元年7月29日付け生企甲達第113号「火薬類取扱場所の立入検査実施要領の全部改正について（通達）」

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項に基づき警察職員が行う立入検査については、対号により実施してきたところであるが、この度、合理的かつ効果的な検査を一層推進するため、別添のとおり「火薬類取扱場所の立入検査実施要領」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本通達の実施をもって廃止する。

別添

火薬類取扱場所の立入検査実施要領

1 趣旨

この要領は、火薬類の不正流出等を防止するため、火薬類取扱場所の立入検査に関する規程（昭和42年石川県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）に基づく立入検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 関係機関及び団体との協力

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、火薬類取締事務について平素から県の主務課（火薬類に関する事務を担当する課及び出先機関をいう。以下同じ。）等の関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査とが総合的に運用されるよう配意しなければならない。

3 幹部による適正な指導取締体制の整備等

火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向、火薬類不正流出防止上の問題点を正確に把握するように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の効果的運用を図るものとする。

4 台帳の備付け

- (1) 生活安全企画課長及び警察署長は、次に掲げる台帳をそれぞれ一部保管するものとする。この場合において、警察署長は台帳を2部作成し、1部を生活安全企画課長に送付するものとする。

ア 火薬類消費者台帳（別記様式第1号）

イ 火薬庫台帳（別記様式第2号）

ウ 火薬類販売所台帳（別記様式第3号）

エ 火薬類製造所台帳（別記様式第4号）

- (2) 警察署長は、立入検査を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる要領により台帳を整備し、その活用を図るものとする。

ア 法第52条第2項の規定に基づく通報を受けたときは、当該火薬類取扱場所の関係者に対して、火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取し、台帳を整理すること。

イ 記載事項に変更が生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正するとともにその結果を警察本部長に報告すること。

5 立入検査の対象

原則として、火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等（以下「庫外貯蔵庫」という。）、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所（以下「火薬類取扱場所」という。）とする。

6 立入検査の実施計画

生活安全企画課長は、警察本部長の命を受け、選挙や大規模国際行事の予定等を踏まえつつ、各火薬類取扱場所に対する立入検査を年間を通じて1回以上実施することとなるように計画を策定するものとする。

なお、新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対しては、優先して実施するものとする。

7 立入検査上の留意事項

警察職員は、立入検査の実施について法第43条第5項によるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。
- (2) 火薬類取扱場所においては、火気の使用は厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。
- (3) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故防止に配慮すること。
- (4) 火薬類取扱場所には、携帯し、又は装着することが適当でないものを持ち込まないこと。

8 立入検査の事前準備

立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めるとともに、立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項を予め把握し、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

- (1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況
- (2) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況
- (3) 火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包火薬庫に限る。）
にあつては、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。）第24条第16号（警鳴装置の設置義務の免除）の適用の有無

9 立入検査の実施要領

立入検査は、次に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 原則として、2名以上の警察職員により実施すること。ただし、関係機関と協同して行う場合等はこの限りではない。
- (2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。
- (3) 立入検査に従事する警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること。
- (4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ別記様式第5号か

ら第8号までの「立入検査実施票」の検査（指導）事項に従って実施すること。

- (5) 立入検査は、綿密周到な注意力をもって粘り強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を正確に把握するよう努めること。

10 緊急措置要請

- (1) 警察署長は、法第45条の緊急措置を行う必要がある場合は、措置要請事項発見報告書（別記様式第9号）により、その状況を警察本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、前記(1)の報告に関し警察本部長の指示を受け、知事に対して必要な措置要請の手続を行うものとする。

11 立入検査実施後の措置

所属長は、立入検査実施後、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、知事に対して、法第52条第4項の措置を要請することとなるので、措置要請事項発見報告書によりその状況を速やかに警察本部長に報告するものとする。
- (2) 県の主務課など関係機関に対して立入検査の結果を連絡するなど、情報の共有を図ること。

12 立入検査の報告

警察職員は、立入検査を実施したときは、別記様式第5号から第8号までの立入検査実施票により速やかにその結果を所属長に報告するものとする。

火 薬 類 消 費 者 台 帳

(表面)

住所(所在地)、 氏名(名称)、 及び連絡先	TEL		保安教育計画を定めるべき 者としての知事の指定		☐ 受けている ☐ 受けていない	
職 業 (業務種別)		保有する 火薬庫				
			棟	棟	棟	棟
保 有 す る 庫 外 貯 蔵 場 所						
所 在 地	施設の指示 の区分	指示の年月日 番号	指 示 の 期 間	貯蔵する火薬類 の種類及び最 大貯蔵数量	警鳴装置及び自動 警報装置の設置区 分	警鳴装置を設置し ているときは、本体 の設置場所
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置	
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置	
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置	
火 薬 類 消 費 場 所						
消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間	消費の目的	譲受けの許可	消費の許可
TEL			自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
火薬類取扱所 設置義務の有無	火薬類取扱所の構 造設備の区分 (火薬類が存置さ れているときの見 張りの必要の有 無)	火工所 の数	火薬類購入先の所在地、 名称及び連絡先	火薬類を返納する火薬庫又は庫外 貯蔵場所の所在地、名称及び当該 消費場所までの距離	火薬類取扱 従事者数	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	箇所	TEL	約 m	人	
消費している火薬類の種 類、1日の消費見込数量		記帳責任者			火薬類取扱保安責任者	
		場所別	氏名	異動事項	選任義務の有無 ☐ 有 ☐ 無	
種 類	数量	取扱所			正、副、 代理の別	氏名
		火工所				
		発破場所				
備考						

(注) 1 この台帳は、火薬類の消費者ごとに警察署の火薬類取締担当課(係)が作成し、保管すること。
 2 「施設の指示の区分」欄の「規16(3)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第3号をいう(以下「規16(4)」において同じ。)
 3 当該火薬類消費者が所有(管理)する火薬庫の取扱保安責任者に関する事項は、様式第3号の「火薬庫台帳」の該当欄に
 記載し、この台帳には、消費場所の取扱保安責任者だけを記載すること。
 4 □のある欄は、該当するものに✓印を付すること。

火薬類消費者台帳補助用紙(保有する庫外貯蔵場所)

所 在 地	施設の指示の区分	指示の年月日 番号	指 示 の 期 間	貯蔵する火薬類 の種類及び最大貯蔵数量	警鳴装置及び自動警 報装置の設置区分	警鳴装置を設置し ているときは、本体 の設置場所	異 動 事 項
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(3) ☐ 規16(4)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		

火薬類消費者台帳補助用紙(消費場所)

消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可		
TEL			自 年 月 日				年 月 日		年 月 日		
			至 年 月 日				第 号		第 号		
火薬類取扱所 設置義務の有無		火薬類取扱所の構造設備の区分 (火薬類が存置されているときの見張りの必要の有無)		火工所の数		火薬類購入先の所在地、 名称及び連絡先		火薬類を返納する火薬庫又は庫外貯蔵場所の所在地、名称及び 当該消費場所までの距離		火薬類取扱 従事者数	
□有 □無		□有 □無		箇所		TEL		約 m		人	
消費している火薬類の種類、1日の消費見込数量		記帳責任者				火薬類取扱保安責任者					
		場所別		氏名		異動事項		選任義務の有無 □有 □無			
種 類	数量	取扱所				正、副、 代理の別	氏名		異動事項		
		火工所									
		発破場所									
備考											

消費場所の所在地、名称及び連絡先			消費の期間		消費の目的		譲受けの許可		消費の許可		
TEL			自 年 月 日				年 月 日		年 月 日		
			至 年 月 日				第 号		第 号		
火薬類取扱所 設置義務の有無		火薬類取扱所の構造設備の区分 (火薬類が存置されているときの見張りの必要の有無)		火工所の数		火薬類購入先の所在地、 名称及び連絡先		火薬類を返納する火薬庫又は庫外貯蔵場所の所在地、名称及び 当該消費場所までの距離		火薬類取扱 従事者数	
□有 □無		□有 □無		箇所		TEL		約 m		人	
消費している火薬類の種類、1日の消費見込数量		記帳責任者				火薬類取扱保安責任者					
		場所別		氏名		異動事項		選任義務の有無 □有 □無			
種 類	数量	取扱所				正、副、 代理の別	氏名		異動事項		
		火工所									
		発破場所									
備考											

火 薬 庫 台 帳

(表面)

種 類 形 式			許 可	年 月 日 第 号	
所有者又は占有者の住所(所在地)、氏名(名称)及び連絡先	TEL		許可の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
			記号又は名称		
外扉の錠の種類及び形式	警鳴装置(1級、2級、3級及び実包庫に限る。)				
	設置の有無 ☐ 有 ☐ 無				
	本体の設置されている場所の住所(所在地)、氏名(名称)				
貯蔵している火薬類の種類及び最大貯蔵数量			当該火薬庫に貯蔵の委託をしている者		
種 類	数 量	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	T E L	
火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者					
正、副、代理の別	氏 名	異 動 事 項	正、副、代理の別	氏 名	異 動 事 項
備 考					

- (注) 1 この台帳は、火薬庫(棟)ごとに都道府県(方面)警察本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
- 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
- 3 ☐のある欄は、該当するものにレ印を付すること。
- 4 「許可の期間」欄は、許可に期限が付されているものについてだけ記載し、「記号又は名称」欄は、記号又は名称の付されているものだけ記載すること。

火 薬 類 販 売 所 台 帳

(表面)

所在地、 名称及び 連絡先	TEL	代表者の住所、 氏名及び連絡先	TEL
販売事業の 許可	年 月 日 第 号		
販売してい る火薬類の 品目		保有する 火薬庫	
			棟 棟 棟 棟
		店舗入口扉の 盗難防止措置 の概要	
火 薬 類 取 扱 保 安 責 任 者			
正、副、 代理の別	氏 名	異 動 事 項	正、副、 代理の別
保 有 す る 庫 外 貯 蔵 場 所			
所 在 地	施設の指示 の区分	指示の年月日、 番 号	指 示 の 期 間
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日
備 考			

- (注) 1 この台帳は、火薬類販売所ごとに都道府県(方面)警察の本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
- 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該販売所が所有(管理)する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。
- 3 「施設の指示の区分」欄の「規16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第2号をいう(以下「規16(3)」～「規16(4の2)」において同じ。)。
- 4 「施設の指示の区分」欄は、該当の口に✓印を付すること。
- 5 「警鳴装置及び自動警報装置の設置区分」欄は、施設の指示の区分「規16(3)」～「規16(4の2)」について記載すること。

火薬類販売所台帳補助用紙(保有する庫外貯蔵場所)

所 在 地	施設の指示 の区分	指示の年月日 番号	指 示 の 期 間	貯蔵する火薬 類の種類及び 最大貯蔵数量	警鳴装置及び自動警 報装置の設置区分	警鳴装置を設置し ているときは、本体 の設置場所	異 動 事 項
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		
	☐ 規16(2) ☐ 規16(3) ☐ 規16(3の2) ☐ 規16(4) ☐ 規16(4の2)	年 月 日 第 号	自 年 月 日 至 年 月 日		☐ 警鳴装置 ☐ 自動警報装置		

火 薬 類 製 造 所 台 帳

(表面)

所在地、 名称及び 連絡先	TEL			代表者の 住所、氏名 及び連絡先	TEL			
製造事業 の許可	年 月 日			製造施設	危 険 工 室	作 業 工 室	そ の 他 建 築 物	
	第 号				棟	棟	棟	
主な製品名 及び1日の 生産数量	品 目	生 産 数 量	摘 要	保有する 火薬庫	棟	棟	棟	棟
				製造所構内 への侵入防 止措置の概 要				
火薬類製造保安責任者				火薬類取扱保安責任者				
正、副、 代理の別	氏 名	異 動 事 項	正、副、 代理の別	氏 名	異 動 事 項			
備 考								

(注) 1 この台帳は、火薬類の製造所ごとに都道府県(方面)警察の本部及び警察署の火薬類取締担当課(係)が各1部を作成し、保管すること。
 2 「火薬類取扱保安責任者」欄には、当該製造所が所有(管理)する火薬庫の火薬類取扱保安責任者に関する事項を記載すること。

		製造所見取図
製造所名		

(裏面)

[illegible]

立 入 検 査 実 施 票 (消 費 場 所)

実 施 年 月 日		年 月 日		実施者 階級 氏名	
事 業 所	所 在 地				
	事 業 所 名			代 表 者	
	許 可 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日			
消費目的					
取扱火薬類の 種類・数量					
取扱保安責任者等					

検 査 (指 導) 事 項			結 果	
全 般	1	消費許可を受けた場所で消費しているか。	☐ 適	☐ 否
	2	都道府県知事から指定を受け、保安教育計画を策定した消費者は、同計画の認可を受け、盗難予防等に関する保安教育を実施しているか。	☐ 適	☐ 否
	3	必要な員数の取扱保安責任者を選任して届出をし、同者に火薬類の消費の保安に関する監督等の職務を行わせているか。	☐ 適	☐ 否
	4	消費場所に持ち込む火薬類は、火薬類取扱所又は火工所を経由させているか(ただし、一日の火薬類消費回数が一回である場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合を除く。)	☐ 適	☐ 否
	5	火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置していないか。	☐ 適	☐ 否
	6	1日の作業終了後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵場所に返納しているか。	☐ 適	☐ 否
	7	火薬類取扱従事者は、腕章を付するなど他の者と識別できる措置を講じているか。	☐ 適	☐ 否
	8	火薬類取扱従事者以外の者が火薬類の取扱いをしていないか。	☐ 適	☐ 否
	9	従業者等による火薬類の不正持ち出しを防止するための措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
	10	緊急の場合、警察に即報する体制が確立されているか。	☐ 適	☐ 否
火 薬 類 取 扱 所	1	構造、設備、施錠等は、盗難防止上支障のないものであるか(見張人を常時配置する場合を除く。)	☐ 適	☐ 否
	2	周囲には、適当な柵を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札が建ててあるか。	☐ 適	☐ 否
	3	存置されている火薬類は、1日の消費見込み数量を超えていないか。	☐ 適	☐ 否
	4	帳簿を備え付け、火薬類の受払い及び消費残数量を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
火 工 所	1	火薬類が存置されているときは、盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
	2	周囲には、適当な柵を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」等の警戒札を建ててあるか。	☐ 適	☐ 否
	3	薬包に雷管を取り付けるため必要な火薬類以外の火薬類を所内に持ち込んでいないか(取扱所を設けていない場合を除く。)	☐ 適	☐ 否
	4	帳簿を備え付け、火薬類の受払い及び消費残数量を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
発	1	当該作業に使用する見込量を超えた数量の火薬類を消費場所に持ち込んでいないか。	☐ 適	☐ 否

発破場所	2	帳簿を備え付け、火薬類の受渡し数量、消費残数量、発破孔又は薬室に対する装填方法等を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
	3	装填が終了した後、直ちに残った火薬類を火薬類取扱所又は火工所に返送しているか(一日の消費回数が一回である場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できるため火薬類取扱所を設けていない消費場所にあつては、火薬庫に直ちに返納しているか。)	☐ 適	☐ 否
	4	発破の際は、その都度不発の数を確認するなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
違反の原因		☐ 遵法精神の欠如 ☐ 法令の不知 ☐ 消費者又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 ☐ 経済的理由 ☐ その他の理由		
違反の措置		☐ 事件送致 ☐ 事件不送致 ☐ 行政処分の措置要請		

備考 1 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

2 「違反の措置」欄の記入は主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立 入 検 査 実 施 票（ 庫 外 貯 蔵 場 所 ）

実 施 年 月 日		年 月 日		実施者 階級 氏名	
事 業 所	所 在 地				
	名 称		代 表 者		
庫外貯蔵場所に係 る都道府県知事等 からの指示内容	位 置		庫 外 貯 蔵 の 区 分		
	責 任 者		種 類 ・ 数 量		

検 査 （ 指 導 ） 事 項				結 果		
共 通	1	必要がある者以外の者が立ち入っていないか。		☐ 適	☐ 否	
	2	都道府県知事等から庫外貯蔵場所として指示を受けた場所、種類及び数量を遵守して火薬類を貯蔵しているか。		☐ 適	☐ 否	
	3	緊急の場合、警察に即報する体制が確立されているか。		☐ 適	☐ 否	
	4	庫外貯蔵場所の扉等の鍵は適正に管理されているか。		☐ 適	☐ 否	
火 薬 類 取 締 法 施 行 規 則 第 16 条 で 定 め る 施 設 の 区 分	規 16 (2) の 施 設	1	周囲の壁、天井及び床は、鉄筋コンクリート造であるか。		☐ 適	☐ 否
		2	入口の扉は、防火扉とし、錠を使用するなど盗難防止措置が講じられているか。		☐ 適	☐ 否
	規 16 (3) の 施 設	1	構造は、鉄筋コンクリート造等の盗難防止措置が講じられているか。		☐ 適	☐ 否
		2	入口の扉は、防火扉とし、錠を使用するなど盗難防止措置が講じられているか。		☐ 適	☐ 否
		3	屋根には、不燃性物質等を使用し、かつ、鉄筋コンクリート造で、天井裏には金網を張る等盗難防止措置が講じられているか。		☐ 適	☐ 否
		4	自動警報装置が設置され、その機能を点検し、作動するよう維持されているか。		☐ 適	☐ 否
		5	帳簿を備え付け、火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を正確に記載しているか。		☐ 適	☐ 否
	規 16 (3の2) の 施 設	1	入口の扉は、防火扉とし、錠を使用するなど盗難防止措置が講じられているか。		☐ 適	☐ 否
		2	自動警報装置が設置され、その機能を点検し、作動するよう維持されているか。		☐ 適	☐ 否
		3	帳簿を備え付け、火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を正確に記載しているか。		☐ 適	☐ 否

火薬類取締法施行規則第16条で定める施設の区分	規16(4)の施設	1	金属製ロッカー等の設備の扉には、錠を使用するなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
		2	金属製ロッカー等の設備は、容易に持ち運びできないものであるか。	☐ 適	☐ 否
		3	自動警報装置が設置され、その機能を点検し、作動するよう維持されているか。	☐ 適	☐ 否
		4	帳簿を備え付け、火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
	規16(4)の2の施設	1	金属製ロッカー等の設備の扉には、錠を使用するなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
		2	金属製ロッカー等の設備は、容易に持ち運びできないものであるか。	☐ 適	☐ 否
		3	自動警報装置が設置され、その機能を点検し、作動するよう維持されているか。	☐ 適	☐ 否
		4	帳簿を備え付け、火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
		5	火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵しているか。	☐ 適	☐ 否
		6	設備は、盗難防止措置を講じた金属製ロッカー等堅固な構造を有するものであるか。	☐ 適	☐ 否
	規16(5)の施設	7	設備の排気孔には、金属で塞ぐなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
		1	火薬類を貯蔵する場合(信号雷管、煙火等を除く。)、堅固な設備に収納し、盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
違反の原因		☐ 遵法精神の欠如 ☐ 法令の不知 ☐ 庫外貯蔵場所の指示を受けた者の監督不十分 ☐ 経済的理由 ☐ その他の理由			
違反の措置		☐ 事件送致 ☐ 事件不送致 ☐ 行政処分の措置要請			

- 備考 1 「規16(2)」とは、火薬類取締法施行規則第16条第2号をいう(以下「規16(3)」～「規16(5)」において同じ。)。
- 2 「庫外貯蔵の区分」欄は、火薬類取締法施行規則第16条で定める施設の区分に従って記入すること。
- 3 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。
- 4 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

立 入 検 査 実 施 票（ 火 薬 庫 ）

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
事業所	所在地		火薬庫の種類	
	所有者又は管理者		警鳴装置設置の有無	☐ 有 ☐ 無
取扱保安責任者				
検査時に貯蔵している火薬類の種類及び貯蔵量並びにその最大貯蔵量				

検 査（ 指 導 ） 事 項		結 果	
1	火薬庫については、必要な保安検査を受けるとともに、年2回以上の自主検査を行って報告しているか。	☐ 適	☐ 否
2	火薬庫については、その構造、位置及び設備を基準に適合するように維持し、みだりに変更していないか。	☐ 適	☐ 否
3	帳簿を備え付け、出納した火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名を正確に記載しているか。	☐ 適	☐ 否
4	火薬庫の境界内に、必要がある者以外の者が立ち入っていないか。	☐ 適	☐ 否
5	警鳴装置の設置等、盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
6	警鳴装置の機能を点検し、作動するよう維持されているか。	☐ 適	☐ 否
7	火薬庫の最大貯蔵量を超えて火薬類を貯蔵していないか。	☐ 適	☐ 否
8	火薬庫内に火薬類以外の物を貯蔵し、貯蔵以外の目的のために使用していないか。	☐ 適	☐ 否
9	外扉及び内扉の施錠は、それぞれ鍵を使用するなど盗難防止措置が講じられているか（がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は外扉のみ。）。	☐ 適	☐ 否
10	火薬庫の周囲には、有刺鉄線が張り巡らされているなど外部から容易に侵入されない措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
11	火薬類の盗難事件が発生、又は発生のおそれが具体的に認められた場合等のほか、緊急時に警察に即報する体制が確立されているか。	☐ 適	☐ 否
12	火薬庫等の鍵は適正に管理されているか。	☐ 適	☐ 否
13	従業員等による火薬類の不正持ち出しを防止するための措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
違反の原因	☐ 遵法精神の欠如 ☐ 法令の不知 ☐ 火薬庫の設置者（管理者）又は火薬類取扱保安責任者の監督不十分 ☐ 経済的理由 ☐ その他の理由		
違反の措置	☐ 事件送致 ☐ 事件不送致 ☐ 行政処分の措置要請		

備考 1 「火薬庫の種類種類」欄は、1級から3級火薬庫、実包火薬庫、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫、導火線庫の別を記入すること。

2 「警鳴装置の設置の有無」欄、「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

様式第8号

立 入 検 査 実 施 票（ 製造所、販売所 ）

実 施 年 月 日		年 月 日	実施者 階級 氏名	
事業所	所在地			
	名称		事業の種類別	

検 査（ 指 導 ） 事 項			結 果	
製造所	1	毎日の作業終了後、やむを得ず工室内に火薬類を存置する場合は、盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
	2	製造所の周囲には、有刺鉄線、柵等を張り巡らすなどし、外部から容易に侵入できないようになっているか。	☐ 適	☐ 否
	3	製造所構内に不審者が侵入した場合に、不審者をチェックする体制が確立されているか。	☐ 適	☐ 否
	4	危険工室入口の扉には、錠を取り付けるなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
販売所	1	火薬類の行商又は屋外販売をしていないか。	☐ 適	☐ 否
	2	店舗入口の扉は、堅固な材質とし、錠を取り付けるなど盗難防止措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
製造所、販売所共通	1	火薬類盗難事件が発生し、又は発生のおそれが具体的に認められた場合のほか、緊急時に警察に即報する体制が確立されているか。	☐ 適	☐ 否
	2	1日の作業又は営業が終了した後、火薬類を火薬庫又は庫外貯蔵場所以外の場所に不法に貯蔵していないか(製造所にあつては、上記1の措置を講じて工室内に火薬類を存置する場合を除く。)	☐ 適	☐ 否
	3	従業者等による火薬類の不正持ち出しを防止するための措置が講じられているか。	☐ 適	☐ 否
	4	帳簿を備え付け、製造販売に係る火薬類の種類及び数量、取引の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び譲受人が火薬類を譲受けることができる法的要件を記載しているか。	☐ 適	☐ 否
違反の原因		☐ 違法精神の欠如 ☐ 法令の不知 ☐ 製造業者、販売業者又は火薬類製造保安責任者の監督不十分 ☐ 経済的理由 ☐ その他の理由		
違反の措置		☐ 事件送致 ☐ 事件不送致 ☐ 行政処分の措置要請		

備考 1 「事業の種類」欄は、製造所、販売所の区分に従って記入すること。

2 「結果」欄、「違反の原因」欄及び「違反の措置」欄は、該当の□に✓印を付すること。

3 「違反の措置」欄の記入は、主務係において行い、その他の欄の記入は、立入検査を実施した者が行うこと。

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

措置要請事項発見報告書

次のとおり火薬類取締法第 5 2 条第 4 項に基づく措置要請事項を発見したので報告します。

事業所の名称 所在地	
事業所の責任者 または代表者の 住所、氏名、年齢	住 所 氏 名 年 月 日生 (年)
発 見 日 時	年 月 日 時頃
要 請 事 項	
適 用 条 文	
備 考	